

様式第 6 号 (第 1 7 条)

会 議 録

会議の名称		令和 8 年度 第 2 回春日部市国民健康保険運営協議会	
開 催 日 時		開 会	午後 1 時 3 0 分
		閉 会	午後 2 時 1 2 分
開 催 場 所		春日部市役所 ひだまりホール	
議長(会長等)氏名		会長 山崎 進	
出席者	委員氏名	(出席人数：15 人) 松永 彰、嶋村 清、山崎 政美、山本 展久、渡 康弘、會田 稔久、三宅 洋、山崎 進、落合 桜花、阿部 雅一、宗像 英男、大野 とし子、工藤 敦智、増尾 猛、飯田 直人	
	説明者 その他	(出席人数： 0 人) 傍聴人：0 人	
	事務局	(出席人数：6 人) 健康保険部長 河原 伸介 健康保険部参事兼国民健康保険課長 山崎 員弘 財務部参事兼収納管理課長 阿久津 公彦 国民健康保険課国保給付担当主幹 小山 里佳 国民健康保険課国保税担当主幹 大和田 潤 国民健康保険課国保給付担当主査 江原 宏紀	
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		1. 春日部市国民健康保険の現状及び税率改定スケジュールについて 2. 令和 7 年度春日部市国民健康保険特別会計決算（案）について 3. 令和 8 年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）（案）について	
一部公開・非公開の場合はその理由		□ 要綱第 3 条第 1 号該当： □ 要綱第 3 条第 2 号該当： □ 要綱第 3 条第 3 号該当： □ 要綱第 3 条第 4 号該当：	
配布資料		・ 資料 1、春日部市国民健康保険の現状及び税率改定スケジュール ・ 資料 2、令和 7 年度春日部市国民健康保険特別会計決算（案） ・ 資料 3、令和 8 年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）（案）	
		以上	

会議録の作成方法	☐ 録音テープ等を使用した全文記録
	☒ 録音テープ等を使用した要点記録
	☐ 要点記録
会議録署名の指定	春日部市国民健康保険に関する規則第 5 条第 2 項により会長が指名

発言者	発言内容 ・ 決定事項
事務局	【開会】
事務局	委員総数 16 名中 15 名の出席。過半数に達しているため、「春日部市国民健康保険に関する規則」第 4 条第 3 項の規定により、協議会成立。 また春日部市情報公開条例第 27 条の規定により公開。 傍聴の希望者なし。
会 長	【会長あいさつ】
事務局	会議に入ります。会議の議長は、春日部市国民健康保険に関する規則第 4 条第 1 項の規定により、山崎会長にお願いいたします。
議 長	【署名委員の指名】 会議録署名委員に三宅委員と落合委員を指名。
	国民健康保険運営協議会は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の附属機関であるため会議公開を原則のため「公開」。 【議事】 議事（１）、「春日部市国民健康保険の現状及び税率改定スケジュールについて」事務局より説明願います。
事務局	〈事務局説明・事前質問の回答〉
議 長	質疑などのある方は挙手をお願いします。
委 員	子どもの均等割の免除を政策として、法定外繰り入れを行う決断をしていたきたい。市が何らかの形で一般会計からの繰り入れをして、市民の暮らしを守るしかないと考えますがいかがでしょうか。
事務局	県運営方針において、令和 9 年度に保険税水準の準統一を実現するため、保険税の減免額に充てるための繰入金を含めた法定外繰入金全体を令和 8 年度までに解消することとしています。また、令和 9 年度の保険税水準の準統一以降、国民健康保険税の減免は県内統一の基準に沿って実施していくこととされています。
委 員	県は、運営方針の中間見直しを行っており、市町村にも原案が示されていると思いますが、市としてどのような意見を述べる予定なのでしょうか。

発言者	発言内容 ・ 決定事項
事務局	8月17日時点では、中間見直しについて、埼玉県からの意見照会は届いておりませんが、先月の埼玉県主催の国保担当課長会議において、原案についての説明が行われ、目標としている県内保険税率の統一や法定外繰入解消、国保の財政基盤の充実・強化に向けた国への財政支援の拡充や定率負担の引き上げ等を要望していくことが記載されており、本市においても同様の考えであることから、現時点では、意見を述べる予定はありません。
議 長	以上をもちまして、議事（１）を終結します。 【議事】 議事（２）、「令和７年度春日部市国民健康保険特別会計決算（案）について」事務局より説明願います。
事務局	〈事務局説明・事前質問の回答〉
議 長	質疑等のある方は挙手をお願いします。
委 員	納税相談について、ここ数年間は市民からも良く相談にのってもらえているとの声も聞いておりますが、差し押さえの件数も増えていることから、確認の意味も含めて令和７年度の納税相談がどのように行われたのかお伺いします。
事務局	何らかのご事情により納期限までに納付頂けなかった方に対しましては、まず督促状をはじめ電話や文書による催告を行っております。 その際に納税相談の希望があった場合は、事前の予約により十分な時間を確保させていただき、生活状況や収入、支出の状況を把握しながら、個々の状況を十分聞き取らせていただける環境を整えております。 しかしながら、督促や催告を行ってもなお、ご納付やご連絡を頂けない場合につきましては、差押禁止財産や最低生活費の控除など、関係法令を遵守することは当然のことながら、差押えにより著しい生活困窮にならないよう慎重に対応しております。
委 員	特定健診の受診率は横ばいではありますが、順位は下がってきております。 市民からは受診できる期間の延長を求める声も届いていると思いますが、期間の延長も含め、受診率向上のための取り組みについてお伺いします。
事務局	受診を促すための勧奨通知を業務委託により行っていますが、ＡＩを活用し、毎年受診される方、不定期に受診される方、一度も受診していない方、それぞれの特性に合わせた勧奨を行っています。令和７年度は、一度も受診して

発言者	発言内容 ・ 決定事項
	いない方に対する、２回目の受診勧奨通知の件数を増やすなど、受診行動に繋がる取組を行ったところです。 また、令和８年度は、これまでの約２倍の件数の受診勧奨通知を行う予定です。 実施期間は、市医師会と協議し決めています。が、契約など準備行為に一定の時間を要することや、１１月以降はインフルエンザなどの季節性感染症の流行により医療機関が大変混雑することなどを考慮し、例年、６月から１０月末までを実施期間としています。
議 長	以上をもちまして、議事（２）を終結します。 【議事】 議事（３）、「令和８年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）（案）について」事務局より説明願います。
事務局	〈事務局説明・事前質問の回答〉
議 長	質疑等のある方は挙手をお願いします。
委 員	外国人の方は、国の制度の違いや言葉の壁によって未納になってしまうことも懸念されますが、外国人の方への周知や相談体制はどうなっているのかお伺いします。
事務局	外国人の方への周知につきましては、これまでの多くの制度改正等の事例からも、国から各市町村あて、周知の依頼が想定されますので、市広報、ホームページ、SNSなどを活用し、周知の徹底を図って参りたいと考えております。 外国人への納税相談における対応につきましては、現在、督促状をはじめ、英文の文書による催告を行っております。その際に、納税相談の希望があった場合は、昨今ＡＩの進化が進んでおりますので、窓口に配架されている翻訳機やスマートフォンの翻訳アプリ等を活用して、丁寧に個々の状況の聞き取りを行っているところです。 現状では、特に大きな問題もない状況であることから、適正に対応できているものと考えております。
議 長	以上をもちまして、議事（３）を終結します。 【議事終了】
事務局	【事務連絡】

発言者	発言内容 ・ 決定事項
副会長	【副会長挨拶】 【閉会】
議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するため議長署名・委員署名する。 令和8年8月17日 会 長 山崎 進 署名委員 三宅 洋 署名委員 落合 桜花	